

船橋市立医療センター医療職員外国視察研修助成要領

1 目的

職務に対し意欲のある医療職員に諸外国の医療水準、医療行政等の実状を視察研修させることにより、市医療行政の運営及び向上に資することを目的とする。

2 対象者

5年以上医療センターに在職し、引き続き医療センターに勤務する意志のある満年齢30歳以上（当該年度の4月1日現在）の医療職員。ただし、既に従前の要領に基づく助成を受けてから4年を経過しない者および3回の助成を受けた者を除く。

3 費用の助成等

(1) 助成額は、船橋市病院事業職員の旅費に関する規程に基づき、予算の範囲内において、市長が認めた経費総額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を助成する。ただし、40万円を限度とする。

(2) 研修期間中は、職務専念義務を免除する。

4 研修課題

現在の職務に関する問題に限定しないが、広く本市の医療行政に研修効果を反映できる内容であること。

5 目的地

研修課題に適する所を本人が選択するものとする。

6 派遣期間

原則として15日以内とする。

7 募集人員

予算の範囲内でおおむね2名。

8 応募方法

次の書類を別紙に定める期日までに、総務課庶務班に提出すること。

(1) 外国視察研修申込書（計画概要添付）

(2) 研修テーマに関する小論文（400字詰め原稿用紙5枚以上とする。）

9 選考方法

研修課題、研修テーマに関する小論文を中心に副院長以上の職にあるものが審査し、必要により本人面接を行う。応募者が多数の場合は、予算の範囲内において院長が研修生を推薦する。研修生の決定は病院事業管理者が行う。

10 研修生が行う事項

- (1) 助成金の申請手続き
- (2) 旅行日程の作成
- (3) 旅行代理店の選定
- (4) 旅券申請等の渡航手続き
- (5) 現地への事前照会（ホームステイ、ユースホステル等）
- (6) 帰国後2か月以内に報告書を提出すること
- (7) 職員研修担当者と協議の上、研修の成果を発表する

11 その他

- (1) この研修の趣旨に反する行為をしたときは、交付決定を取り消しすることがある。
- (2) テーマの変更は認めない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より適用する。

船橋市立医療センター医療職員外国視察研修助成要領細則

1 助成対象経費及び限度額

- (1) 外国視察研修生に対する助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。
 - ① 鉄道賃 ② 船賃 ③ 航空賃 ④ 車賃 ⑤ 宿泊料 ⑥ 空港施設使用料
 - ⑦ 国内運賃 ⑧ 通訳・ガイド料 ⑨ 入場料等 ⑩ 海外旅行傷害疾病保険料
 - ⑪ ビザ代・旅券代
- (2) 助成金は、助成対象経費合計額の2分の1に相当する額とする。（ただし、40万円を限度とする。）

2 対象経費の算出方法

- (1) 鉄道賃・船賃・航空賃・車賃は、航空会社又は運輸大臣登録旅行業者の見積書に基づき算出する。
- (2) 宿泊料は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の別表第二に規定する額と実費とを比較し、いずれか低い額とする。
- (3) 成田空港施設使用料は、請求額とする。
- (4) 国内運賃は、勤務先から成田空港までの往復運賃（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の運賃）とする。

なお、成田空港以外の空港を使用した場合であっても、成田空港までの往復運賃相当額のみを交付対象経費とする。
- (5) 通訳・ガイド料、入場料等、海外旅行傷害疾病保険料は、請求額とする。

ただし、入場料等については、研修を行ううえで必要な施設等の入場料等とする。
- (6) パスポート申請代金は、5年分とする。
- (7) 現地精算の経費は、助成金の交付対象とはしない。
- (8) 災害、ゼネスト等により予定された路程で旅行ができず、経費に変動があったときは、帰国後速やかに報告し、調整すること。

3 研修結果の報告等

- (1) 研修生は、帰国後2か月以内に報告書および決算書を提出しなければならない。
- (2) 報告書の作成にあたって、研修テーマの変更は認めない。

- (3) 報告書には、報告内容と関連のある写真、図面、パンフレット等を添付すること。
- (4) 報告書の本文は、400字詰め原稿用紙で10枚以上とする。
- (5) 決算書にはその内容が確認できる領収書を添付すること。

4 助成金の精算

2(8)に該当しない場合において、助成対象経費の決算額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下、「決算額」という。)が、助成金交付決定額(以下、「交付額」という。)と異なる場合について、次のとおりとする。

- (1) 決算額が交付額を上回る場合、その差額は研修生が負担するものとする。
- (2) 決算額が交付額を下回る場合、その差額を研修生は返納しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年4月1日より適用する。